

I 建築物

11 便 所（車いす・オストメイト対応型）

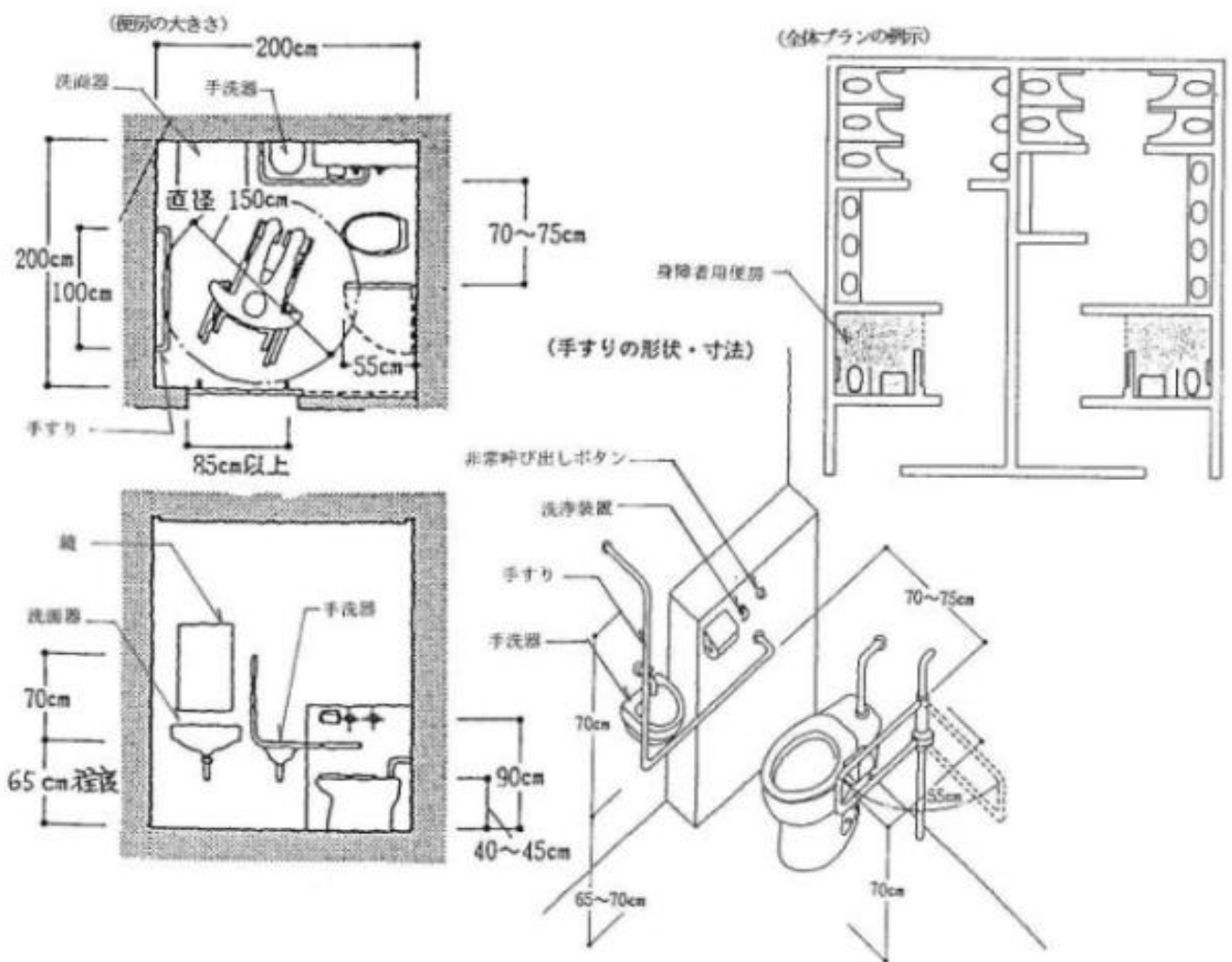
整備の基本

- ① 車いす使用者及びオストメイト（人工肛門・人工膀胱保有者）が利用可能な便房を、男女各1箇所以上設ける。ただし、オストメイト対応型便房については、施設の使用形態や利用状況に応じて設ける。

整備項目	優先的に配慮すべき事項	配慮することが望ましい事項
広 さ	●便房の広さは、200 cm×200 cmを標準とし、車いす使用者が円滑に利用することができるよう、十分な床面積（車いすが便房内で転回できる面積）を確保する。	○オストメイト対応トイレの場合、便房の広さは220 cm×220 cm以上を確保することが望ましい。
便 房	●車いす使用者及びオストメイトが利用できる便房を、男女各1箇所以上設置する。ただし、利用上支障がない場合は、1箇所以上とすることができる。	○車いす使用者が後向きで出る場合のことを考慮して、後方を確認することができるよう、鏡を取り付けることが望ましい。
場 所	●車いす使用者及びオストメイトが利用できる便房は、玄関ホール、階段付近等わかりやすく利用しやすい場所に設置し、原則として一般便所と一体に配置する。	
出入口	●有効幅員は、85 cm以上とする。 ●車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合において、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とする。	○有効幅員は、90 cm以上とすることが望ましい。 ○出入口ドアは、自動式引き戸が望ましい。 自動扉の場合は、内側から閉めると自動的に施錠され、外側に使用中の標示がなされるものが望ましい。また、入口にはドアの形式、施錠方法等の明示を行うことが望ましく、照明も連動させる。

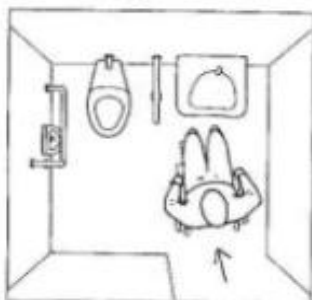
整備項目	優先的に配慮すべき事項	配慮することが望ましい事項
便 器	<ul style="list-style-type: none"> ●便器は、車いす使用者用便器を設置する。 ●便座の高さは、ふたのない状態で、車いすの座面と同じ40～45 cmとする。 ●不特定かつ多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける際には、床置き式の小便器又は壁掛式の小便器（受け口の高さが35 cm以下のものに限る。）がある便所を1箇所以上設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自動洗浄機能付便器を設置することが望ましい。 ○主に高齢者が利用する施設には、暖房器具を設置することが望ましい。
汚物流し台	<ul style="list-style-type: none"> ●サーモスタット付きハンドシャワー混合水栓・水せっけん容器を設置する。 ●流し台の上部には、装具等を置くことができるカウンターを設置する。 ●鏡はオストメイトの腹部を中心に広範囲が映せる大きさのものとする。 ●ペーパーホルダーは、流し台の利用しやすい位置に設置する。 	
手すり	<ul style="list-style-type: none"> ●便器の両側に高さ65～70 cmの手すりを設け、必要に応じて可動式（水平又は上下可動）にする。床固定式手すりの場合は、車いすのフットレストの邪魔にならないよう配慮する。 	
洗浄装置	<ul style="list-style-type: none"> ●洗浄装置は、便器に腰をかけた状態で手が届く位置に設け、弱い力で操作できるもの又は自動洗浄装置とする。 	
ペーパーホルダー	<ul style="list-style-type: none"> ●片手でもペーパーが切れるようなカバーのものに配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○便器に腰掛けたまま利用できる位置の両側に設けることが望ましい。
手洗器・洗面器	<ul style="list-style-type: none"> ●洗面器の高さは、下端が床面から65 cm程度とし、できるかぎり薄型の洗面器を取り付ける。 ●水洗金具は、レバー式、光感知式等簡単に操作できるものとする。 ●鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を下端とし、長さは100 cm以上のものを設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○手洗器は、便器に腰掛けたまま使用できるものが望ましい。

整備項目	優先的に配慮すべき事項	配慮することが望ましい事項
汚物入れ	<ul style="list-style-type: none"> ●汚物入れは、一般のものより大きくし、手の届く範囲に設ける。 ●汚物流し台（オストメイト対応）の近くに、専用の足踏み開閉式の汚物入れを設ける。 	
着替え台	<ul style="list-style-type: none"> ●オストメイト対応トイレには、衣類を置くための収納式の着替え台を設置する。 	
棚・フック	<ul style="list-style-type: none"> ●壁には、車いす使用者の利用の支障とならない位置に、手荷物を置く棚及びフックを設ける。 ●汚物流し台（オストメイト対応）の脇に、必要な荷物を掛けるためのフックを設置する。 	
非常呼び出しボタン	<ul style="list-style-type: none"> ●非常呼び出しボタン、インターホン等は、便器に腰掛けた状態及び車いす又は便器から転倒した状態で手の届く所に設ける。 ●非常呼び出し装置（ランプ、音響装置）は、常時人のいる所に設置する。 ●非常呼び出しボタンに点字により表示する。 	○便房に長時間使用した場合に警報を発する装置を設けることが望ましい。
標 示	<ul style="list-style-type: none"> ●便所の出入口には標示をする。また、障害者・オストメイト以外の人でも利用できる旨表示する。 ●使用中の標示は、施錠と連動させ目につきやすい位置に設ける。 ●建築物内の各所に、車いす・オストメイト対応型便所の位置を表示し、誘導する。 	○視覚障害者誘導用ブロックを便器の前まで敷設することが望ましい。
床仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> ●床面は、濡れても滑りにくい仕上げとする。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者、妊婦、親子連れ等の利用も考慮し、利用度を高める工夫をする。（ベビーシート、ベビーホルダー等） 	○収納式の大人用介護ベッドを設置することが望ましい。その場合、便房の広さは220cm×250cm以上を確保する。

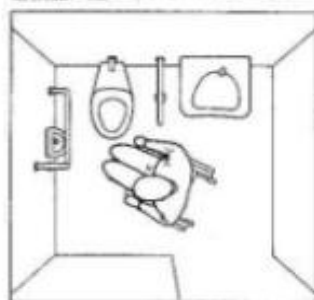


便所内の車いすの動き（参考例）

①ブースに入る。



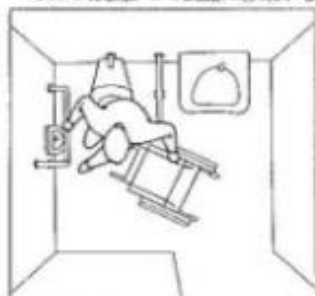
②便器に近づきブレーキをロックする。



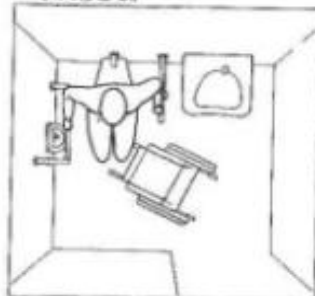
③右手で横手すり、左手で車いす左側のアームレストを握る。



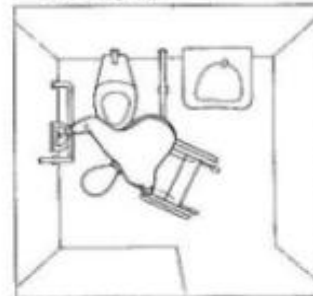
④そのままプッシュアップし、身体を転回させて便器に移乗する。



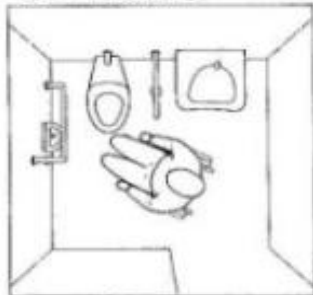
⑤左右の手すりを持って座位バランスをとる。



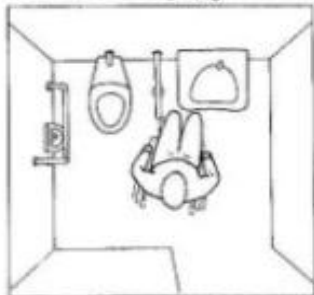
⑥右手で横手すり、左手で車いすのアームレストを持ち、プッシュアップする。



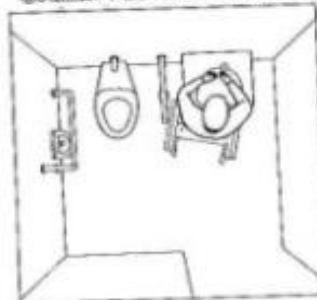
⑦車いすに移乗する。



⑧車いすを90°転回させて洗面台へアプローチする。



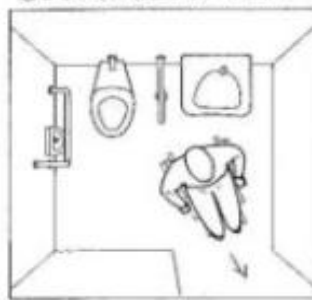
⑨洗面器に両肘を乗せて手を洗う。



⑩後ろに下がる車いすを90°転回させる。

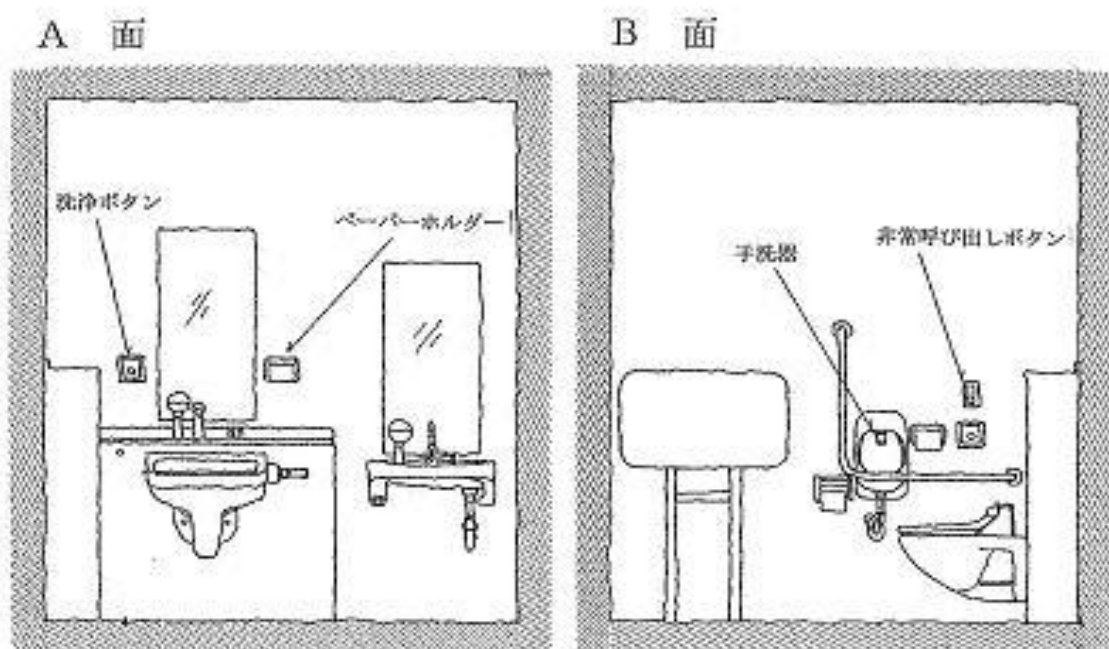
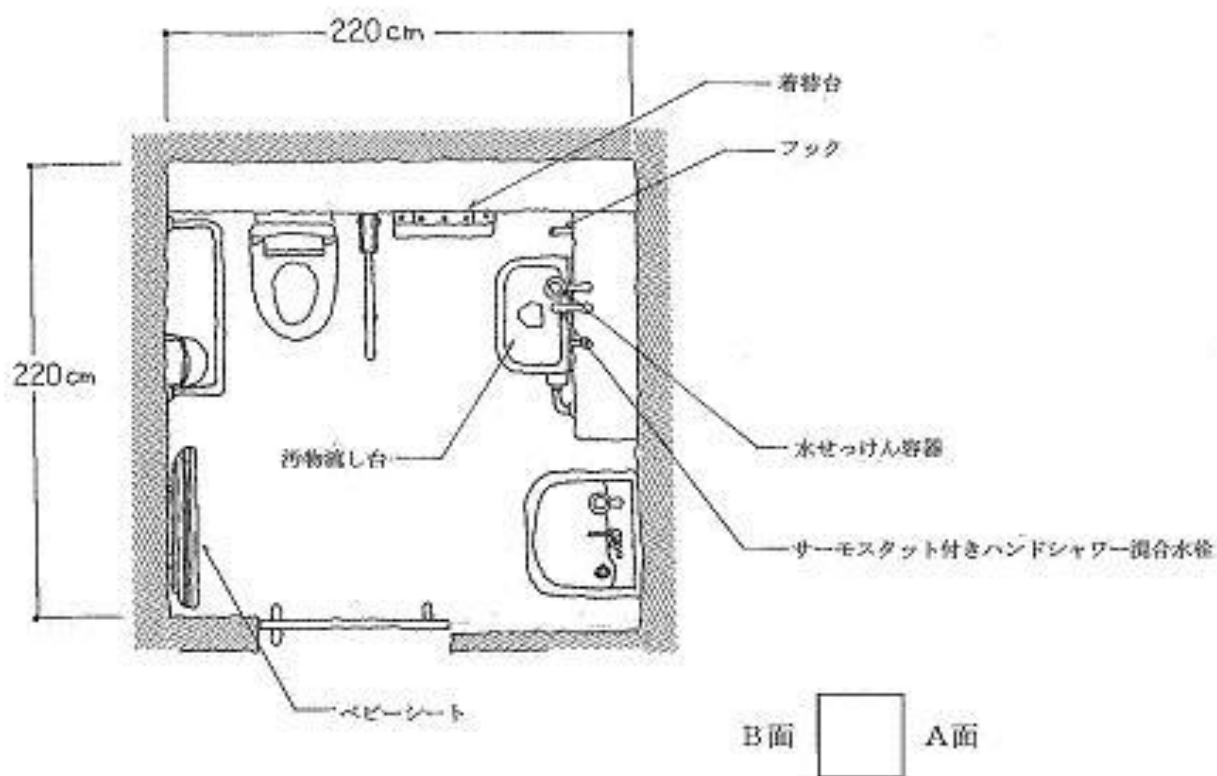


⑪さらに右に転回し外へ出る。





(オストメイト対応水洗器具を車いす対応便房に設けた例)

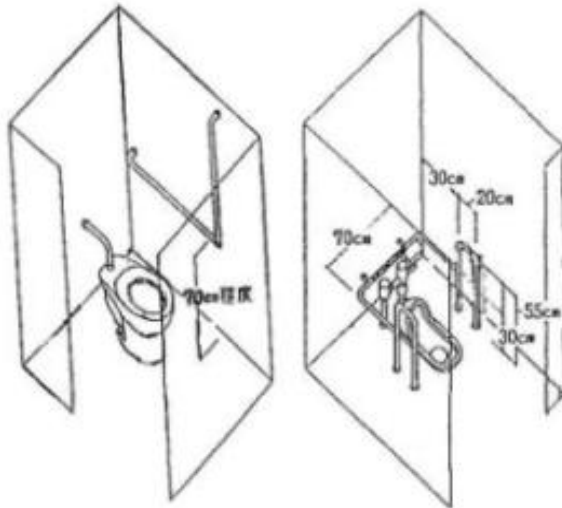


I 建築物

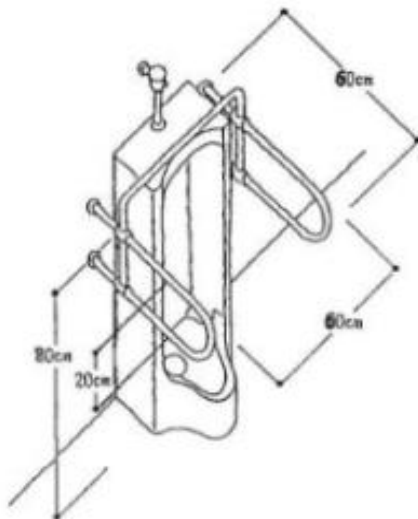
12 便 所

整備項目	優先的に配慮すべき事項	配慮することが望ましい事項
便 器	<ul style="list-style-type: none"> ●大便器が複数ある場合、最低 1 箇所は腰掛け式にする。 ●小便器は床置き式又は壁掛式（受け口の高さが 35 cm 以下のものに限る。）を 1 箇所以上設ける。 ●腰掛け式が設置されていない場合には、手すりを設ける等使い勝手に配慮する。 （腰掛け式を設置するよう改善することが原則） 	○大便器は腰掛け式、小便器は床置き式が望ましい。
手すり	<ul style="list-style-type: none"> ●大便器のうち少なくとも 1 箇所以上は、高齢者等が利用しやすいように手すりを設ける。 ●小便器のうち出入口に一番近いものに、両側及び前方胸の位置で寄り掛かることのできるような手すりを設ける。 	
床仕上げ	●床面は、濡れても滑りにくい仕上げとする。	
標 示	●男女別の標示、便所の位置等をわかりやすく表示する。	
その他	●つえの立てかけ場所、荷物置場を設ける。	<ul style="list-style-type: none"> ○便所の広さは、高齢者等の利用を配慮してゆとりがあるものが望ましい。 ○小便器は、自動洗浄装置を設けることが望ましい。 ○便所を長時間使用した場合に、警報を発する装置を設けることが望ましい。 ○非常呼び出しボタン等を設けることが望ましい。

• 大便器の手すりの例



• 小便器の手すりの例





ベビキルター



I 建築物

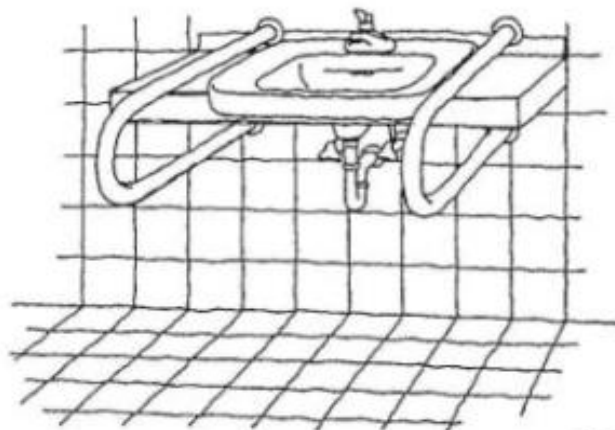
13 洗面所

整備の基本

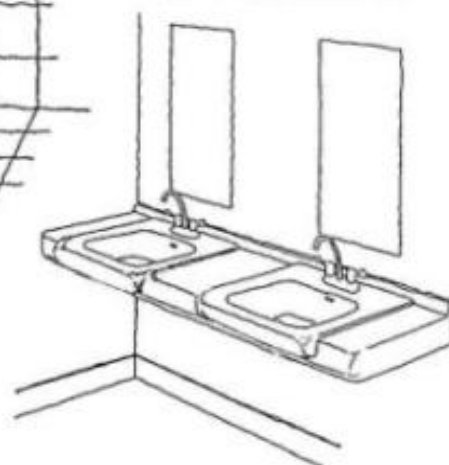
- ① 洗面所は、車いす使用者や高齢者等の利用に配慮する。

整備項目	優先的に配慮すべき事項	配慮することが望ましい事項
出入口	I 建築物 5 出入口（戸）の項に準ずる。	
洗面器	<ul style="list-style-type: none"> ●車いす使用者や高齢者等の利用を考慮した洗面器を一箇所以上設置する。 （左右に寄りかけられる兼用型。バーの幅は70～80 cm程度） ●身障者用洗面器の高さは下端 65 cm程度とし、膝や足先が入るスペースを設ける。 	○車いす使用者と歩行困難者を分けてそれぞれ設置することが望ましい。
水栓器具	<ul style="list-style-type: none"> ●レバー式、光感知式等簡単に操作できるものとする。 ●冷温水の区別等点字により表示する。 	
鏡	●洗面所の鏡は大型のものを使用し、上半身が映るよう取り付け。洗面器から上方 80 cm以上の高さのものを取り付ける。	

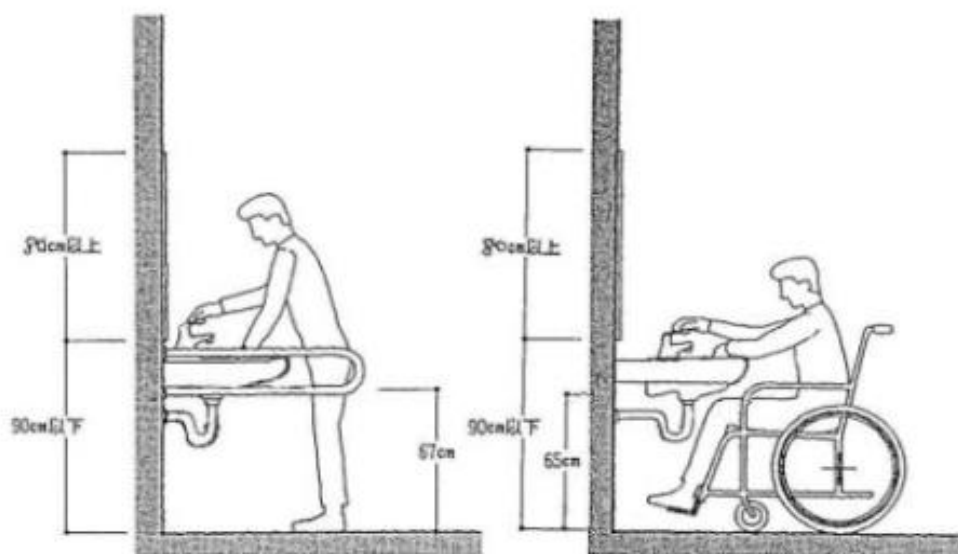
・つえ使用者等の歩行困難者用洗面器



・車いす使用者用洗面器



[使用例]



I 建築物

14 浴室

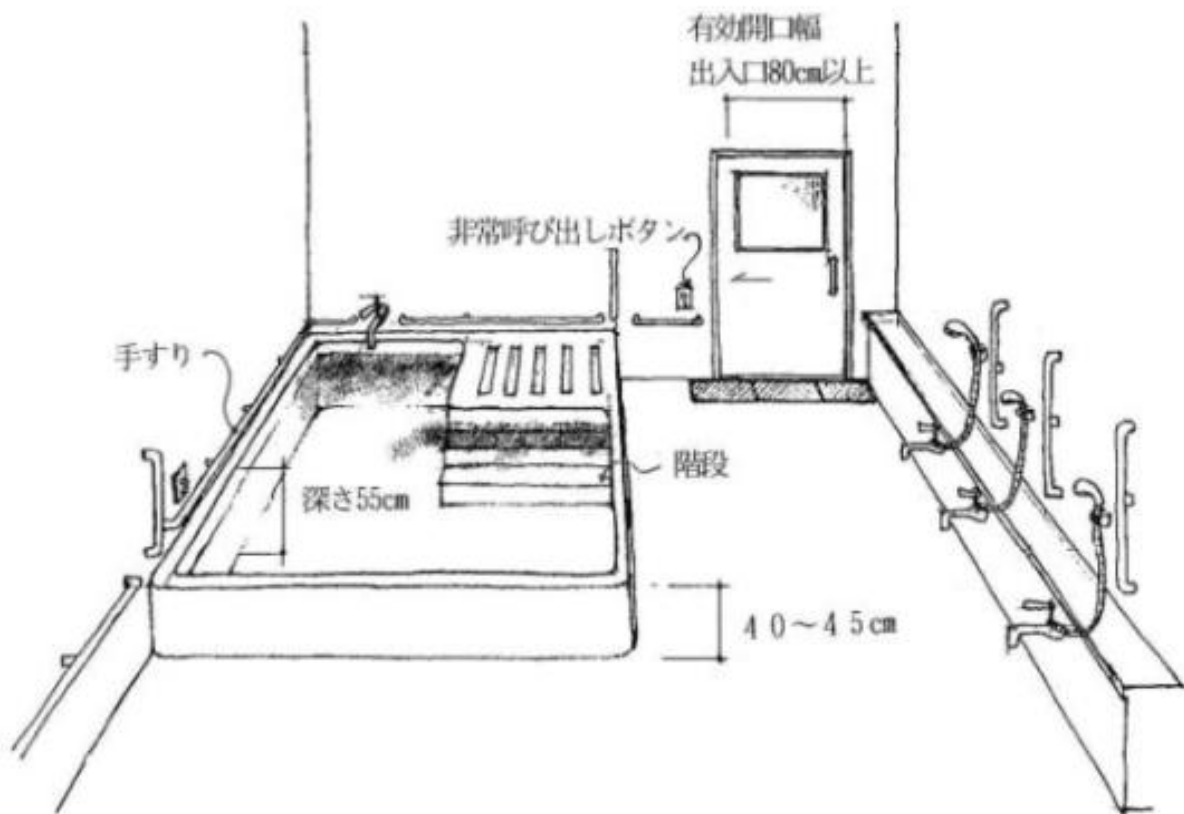
注)※のものは住宅を除く。

整備の基本

- ① 浴室は、車いす使用者や高齢者等の利用に配慮する。

整備項目	優先的に配慮すべき事項	配慮することが望ましい事項
浴室の床	●浴室床面と脱衣室床面とは、同一レベルとする。	
出入口	※●有効幅員 85 cm以上とする。	
戸	※●原則として引き戸とし、90 cm程度の高さに棒状ハンドルを取り付ける。	○上吊の引戸が望ましい。
手すり	●出入口の浴室側には、垂直タイプの手すりを設ける。 ※●浴槽、洗い場の周囲に水平、垂直の両タイプの手すりを設ける。	
床仕上げ	●濡れても滑りにくい仕上げとする。	
浴槽の床仕上げ	●濡れても滑りにくい仕上げとする。	
水栓器具	●レバー式、光感知式等簡単に操作できるものとする。 ●シャワー、蛇口は、座ったままで届く位置に設け、シャワーヘッド掛けは、使いやすい位置に上下に2箇所設ける。 ※●冷温水の区別等点字により表示する。	
非常呼び出しボタン	※●浴槽内からも手の届く位置に設ける。	
浴槽	●深さは 55 cm程度とする。	
浴槽のふち	●浴槽のふちに腰をかけるスペースを設ける。	
浴槽と洗い場の関係	※●浴槽のエプロンの高さ、洗い場の高さは、車いすの座面の高さ(40~45 cm)と同程度とする。	

浴室の例



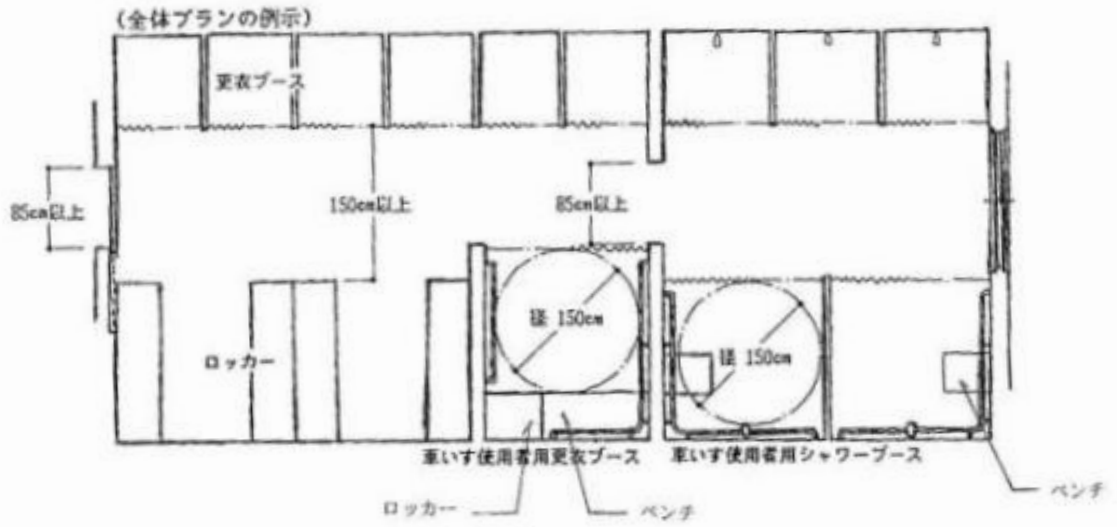
I 建築物

15 シャワー室・更衣室

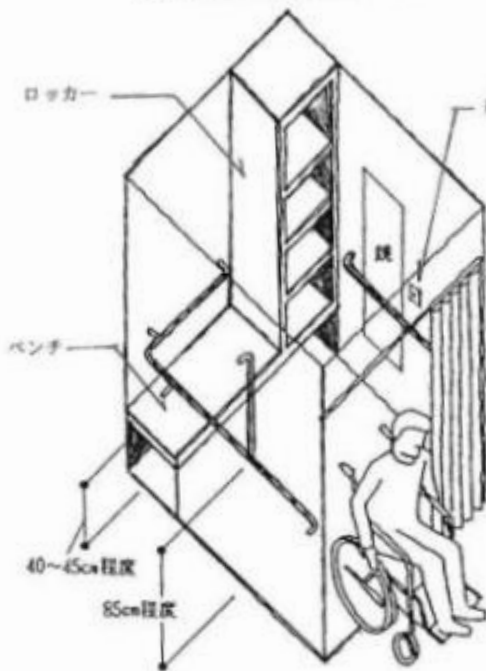
整備の基本

- ① シャワー室・更衣室は、車いす使用者や高齢者等の利用に配慮する。

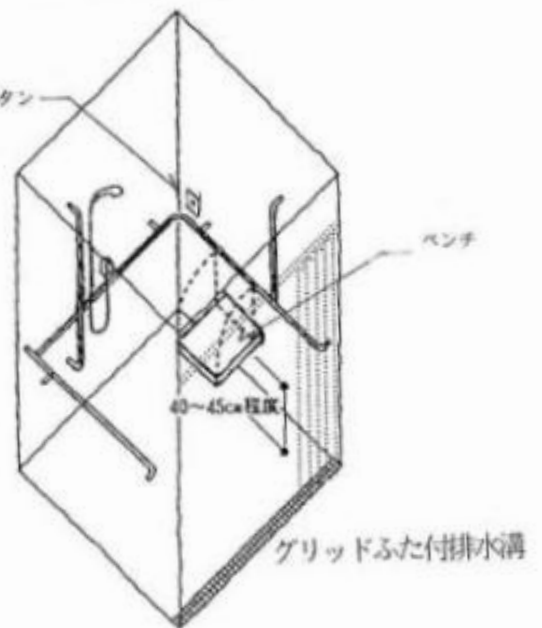
整備項目	優先的に配慮すべき事項	配慮することが望ましい事項
スペース	●車いす用シャワーブース及び更衣ブースは、車いすで転回できるスペースを確保する。	
手すり	●室内の周囲には、水平又は必要に応じて垂直の手すりを設ける。	
出入口	●出入口の幅員は、85 cm以上とし、戸は、上吊り引き戸とする。ただし、ブース等はカーテンがよい。 ●シャワー室又は更衣室へ入るための通路及び出入口は、段差その他の障害物がないように配慮する。	
床仕上げ	●床面は、濡れていても滑りにくい仕上げとする。	
水栓器具	●シャワー等の水栓器具は、レバー式等簡単に操作できるものがよい。 ●冷温水の区別等点字により表示する。	
ベンチ等	●更衣ブース及びシャワーブース内には、ベンチ等腰掛けられる設備を設ける。 ●高さは、車いすの座面の高さと同程度とする。 (40~45 cm)	
脱衣ロッカー	●ロッカーは、車いすにも使用できる高さに取り付け、下部は、車いすのフットレストが入るスペースを確保する。 ●ロッカーは、補装具を入れるための大きめのものも設ける。	
シャワー		○シャワーヘッドは、昇降可能なものが望ましい。
鏡 その他	●更衣ブースには、鏡を設置する。	○ブース内には、非常呼び出しボタンを設けることが望ましい。



●車いす使用者用更衣ブース



●車いす使用者用シャワーブース





非常呼び出しボタン

シャワー室



ロッカー

ベンチ

ロッカー室

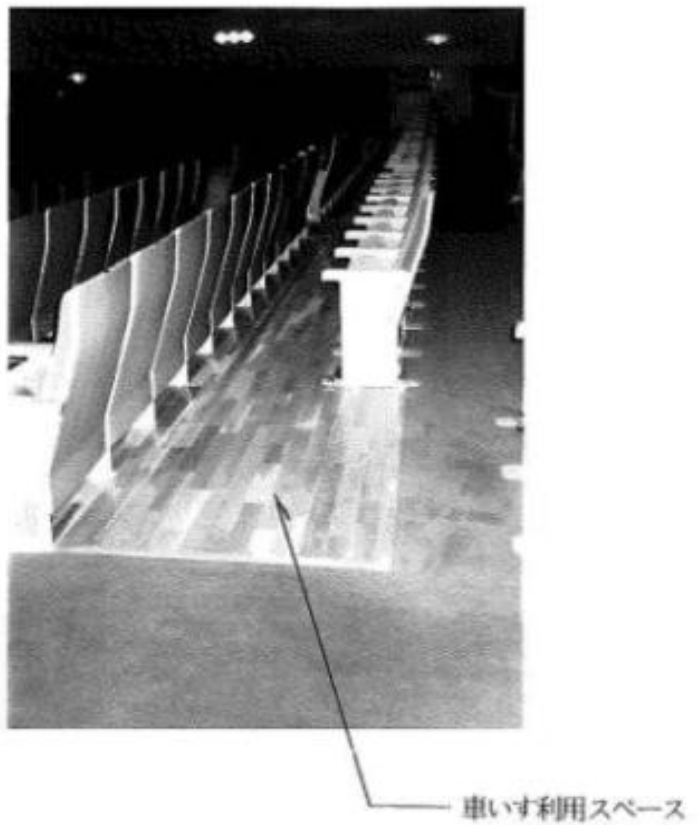
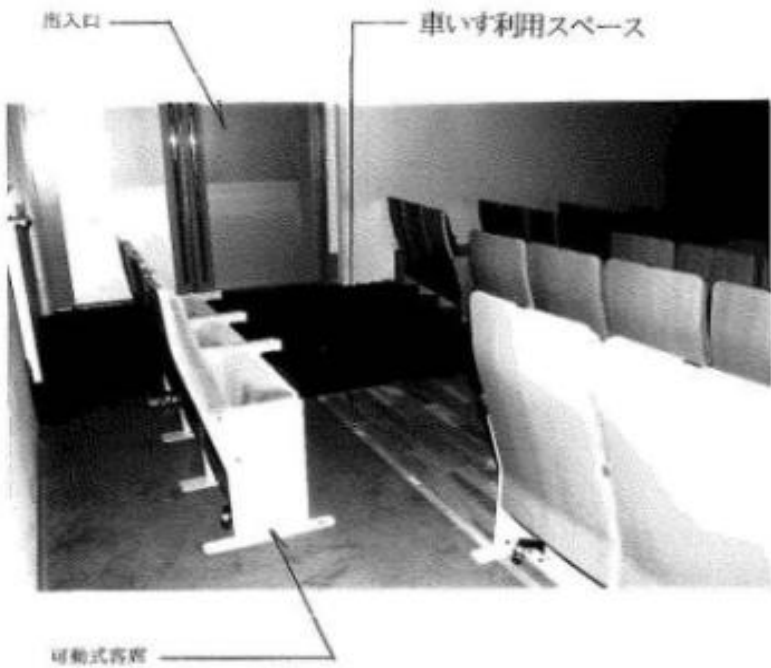
I 建築物

16 観覧席・客席

整備の基本

- ① 観覧席・客席は、車いす使用者が利用できるスペースの確保及び聴覚障害者用設備の設置を考慮する。

整備項目	優先的に配慮すべき事項	配慮することが望ましい事項
スペース	<ul style="list-style-type: none"> ● 出入口から容易に到達でき、かつ、見やすい位置に車いす使用者の客用スペースを設ける。 〔1 席あたり間口 90 cm、奥行き 150 cm 程度とする。〕 	
難聴者用集団補聴装置	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定式観客席を有する施設については、難聴者用集団補聴装置を設ける。 (スポーツ施設等は除く。) 	
座席	<ul style="list-style-type: none"> ● 通路側の座席のひじ掛けは、跳ね上げ式にする。 	



I 建築物

17 屋上・バルコニー

整備の基本

- ① 屋上・バルコニーは、建物の避難拠点としてのみならず、公共空間としても重要な場所であることから、高齢者や障害者仕様の性能を考慮する。

整備項目	優先的に配慮すべき事項	配慮することが望ましい事項
屋上・バルコニー		○火災等の場合の避難誘導上有効な箇所であり、また生活上うるおいの場であることから、高齢者や障害者等の利用を配慮することが望ましい。

I 建築物

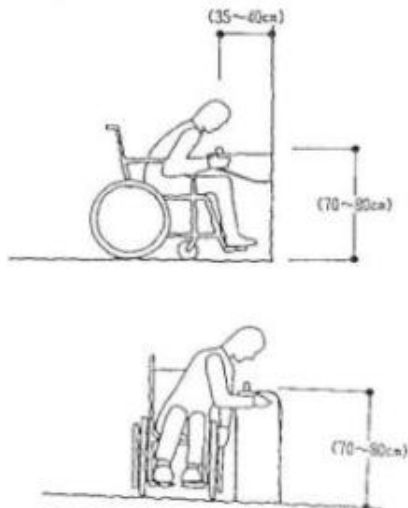
18 自動販売機・水飲み器

整備の基本

- ① 自動販売機・水飲み器は、車いす使用者等の利用に配慮したものとする。

整備項目	優先的に配慮すべき事項	配慮することが望ましい事項
自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ●操作ボタンには、品目、金額等点字により表示する。 ●自動販売機を設置する場合には、コイン投入口操作ボタン及び取り出し口が、それぞれ高さ40～130cmの範囲にあるものを選択する。 	○コイン投入口は、投げ込み型のものが望ましい。
水飲み器	<ul style="list-style-type: none"> ●水飲み器をつける場合には、水飲み器の形式により、下部に車いすのフットレストが入るスペースを確保する。 ●給水栓は、光感知式、ボタン又はレバー式とし、足踏み式のものは、手動式のものと併設する。なお、使用の初めに勢い良く水が出ないよう、給水栓を調節する。 ●壁掛け式のものは、下部にスペースを設ける。 	

[水飲み器]





自動販売機



券売機

I 建築物

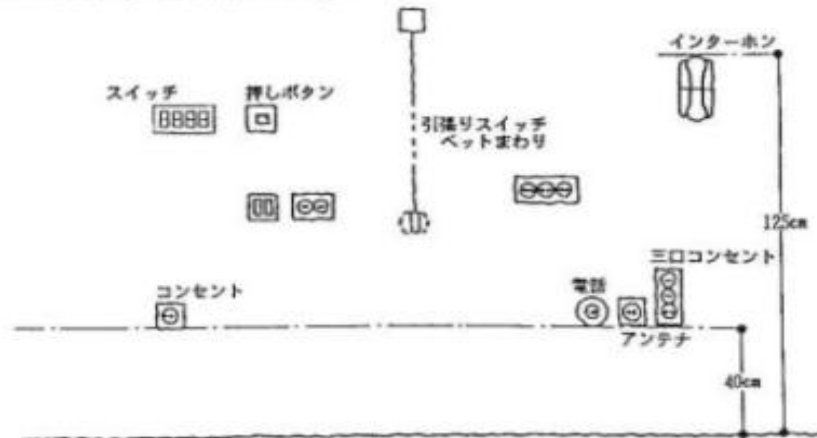
19 コンセント・スイッチ類

整備の基本

- ① 障害者が自ら操作して利用するコンセント及びスイッチ類は、使用又は操作しやすい形状、位置に設ける。

整備項目	優先的に配慮すべき事項	配慮することが望ましい事項
標 示	<ul style="list-style-type: none"> ●必要に応じ点字により表示する。 ●操作内容がわかりにくいスイッチ類は、文字又は絵文字で操作内容を明示する。 	

• コンセント・スイッチなどの高さ



• 使いやすいスイッチの例示



I 建築物

20 カウンター・記載台

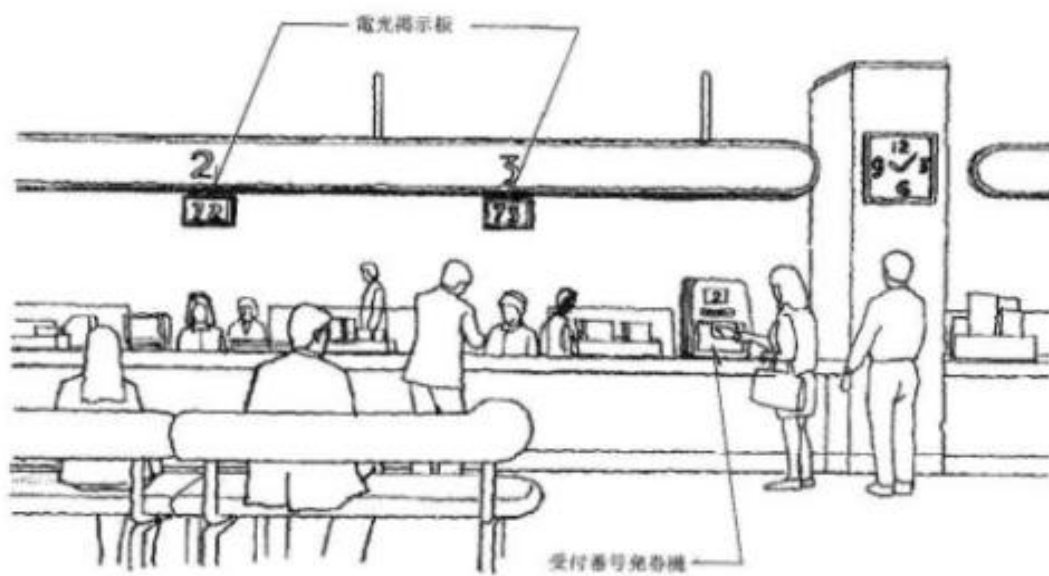
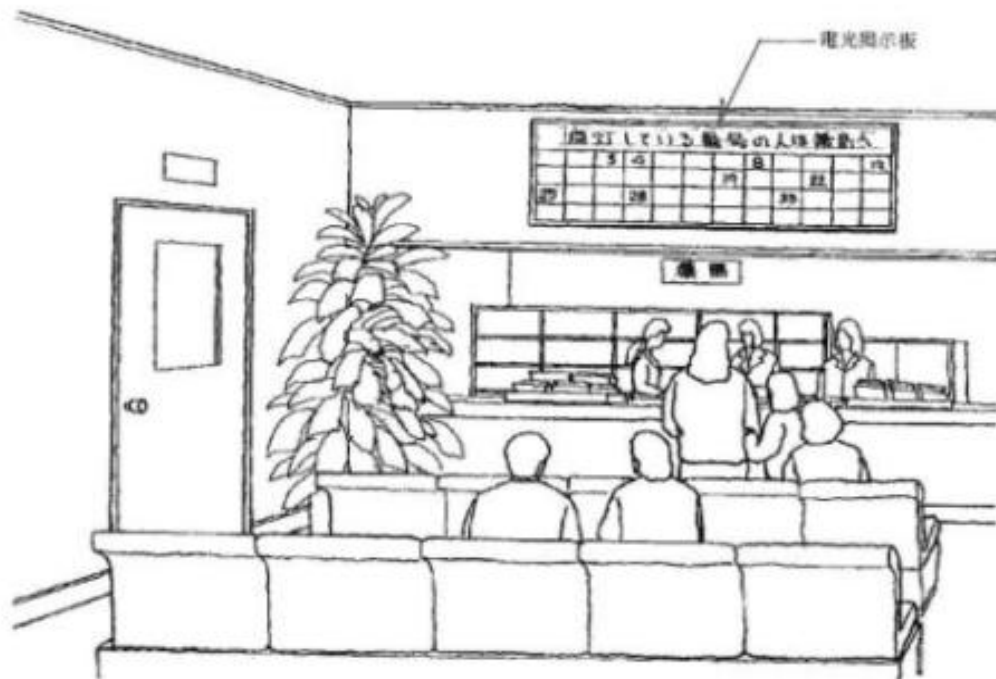
整備の基本

- ① カウンター等は、車いす使用者が利用しやすいように、下部は車いすのフットレストや膝が入るようなスペースを設ける。

整備項目	優先的に配慮すべき事項	配慮することが望ましい事項
カウンター下部スペース	●カウンター下部に、高さ 65 cm 程度、奥行きは、45 cm 程度のスペースを設ける。	
標 示	●玄関出入口内部からカウンターまで、必要な視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。	
立位のカウンター	●立位で使用するカウンター等は、身体の支えとなるように台を固定し、また、必要に応じて支えのためのパイプ手すりを設置する。	○別に車いす用のカウンターを併設することが望ましい。
呼び出しカウンター		○呼び出しをするカウンターにあっては、音声によるほか、電光掲示板を設置することが望ましい。
仮設カウンター	●臨時に設ける仮設カウンター、記載台についても、そのうち 1 つは、車いす使用者が利用しやすい配慮をする。	

車いす用カウンター





I 建築物

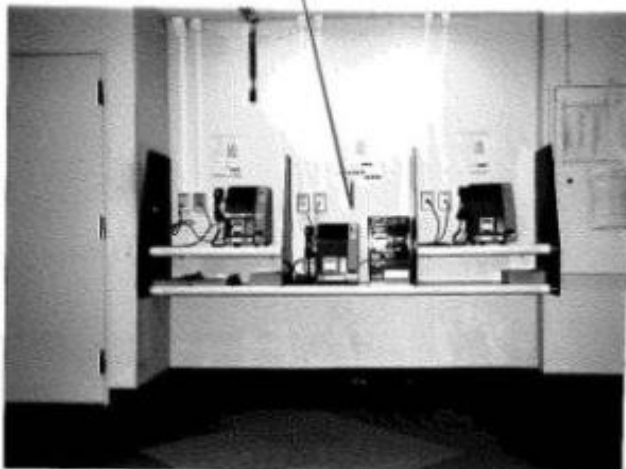
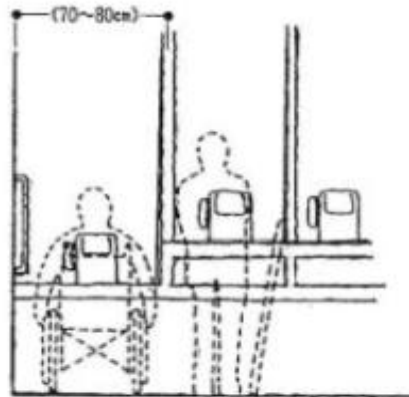
21 公衆電話台

整備の基本

- ① 車いす利用者等の利用可能な電話機の設置を考慮する。

整備項目	優先的に配慮すべき事項	配慮することが望ましい事項
公衆電話台	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者が容易に公衆電話を利用できるように配慮する。 ● ダイヤル部分の高さは、床面から100 cmを標準とし、下部のクリアランスは、65 cm程度とする。また、膝やフットレストが入るくぼみを45 cm程度確保する。 ● 障害者対応型の電話機を設置した場合には、見やすい場所にその旨を表示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ つえ使用の下肢障害者等歩行困難者のため、身体を支える手すり又は壁面を電話台の両端に設置することが望ましい。 ○ 障害者対応型の電話機を設置することが望ましい。

＊おき型公衆電話



I 建築物

22 案内・誘導標示

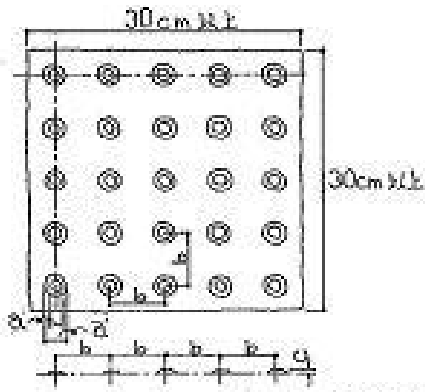
整備の基本

- ① 案内・誘導標示は、高齢者や障害者等が安全かつ確実に目的場所に到達できるよう、施設の利用や移動等に関する情報を的確に伝達できるように配慮する。
- ② 視覚障害者用ブロック、案内板、サイン、音、音声や光による誘導が効果的な組み合わせとなるように配慮する。

整備項目	優先的に配慮すべき事項	配慮することが望ましい事項
案内板・標示板	<ul style="list-style-type: none"> ●文字や記号は、読みやすいデザインとする。 ●標示板は、車いす利用者にとっても歩行者にとっても見やすい位置、高さに取り付ける。 ●照明は、逆光又は反射グレアが、生じないように配慮する。 ●突出型の室名を設ける場合は、視覚障害者等の支障とならないように、下端 180 cm以上とする。 ●建物概要等を示す掲示・案内板は、玄関付近に見やすく、かつ、通行の支障にならないように設置する。 ●使用する案内用図記号のうち、日本工業規格（Z8210）に定められているものは、それを使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○単独標識は、視覚障害者にとって通行の支障となるおそれがあり、危険防止の為、原則として使用しないことが望ましい。 ○施設の入口等に必要に応じ、音声又は放送による誘導を行うことが望ましい。 ○外国語による記載を併記することが望ましい。
視覚障害者誘導用ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ●線状ブロックは、誘導の方向と線状突起の方向とを平行にし、連続して敷設する。 ●点状ブロックは、屈折部、段差部分、危険箇所の全面（約 30 cm以上離す。）に敷設する。 また、階段下り口では段鼻から約 30 cm離し、またエレベーター出入口付近では、押しボタン側に寄せて敷設する。 ●色は、対比効果のあるものとする。 ●耐久性、耐蝕性があり、濡れても滑りにくいものとする。 ●視覚障害者誘導用ブロックは、日本工業規格（T9251）に定められたものを使用する。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●後付けの点字シールには、メンテナンスのためにも裏面等に天地、左右、内容を併記しておく。 	

注意喚起用

・点状床材 (点状ブロック)

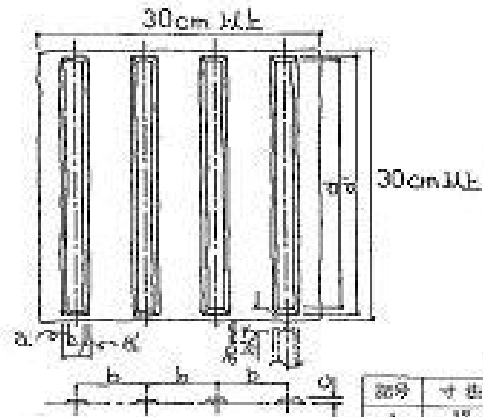


(単位: mm)

記号	寸法	許容差
a	12	+1.5
a'	a+10	0
b	60~65	0
c	0	+1 0

誘導用

・線状床材 (線状ブロック)

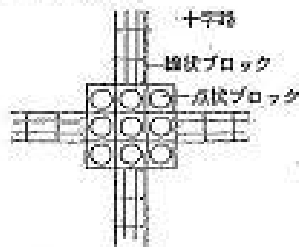


(単位: mm)

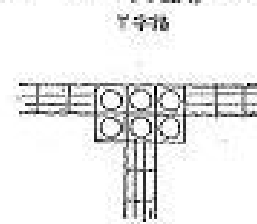
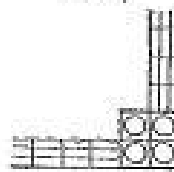
記号	寸法	許容差
a	12	+1.5
a'	a+10	0
b	75	0
c	0	+1 0
d	270以上	
d'	d+10	

(配置の例示)

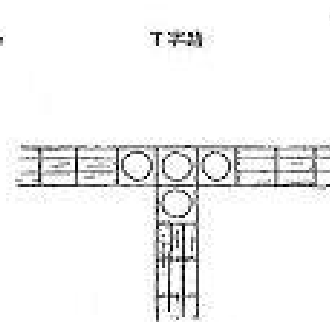
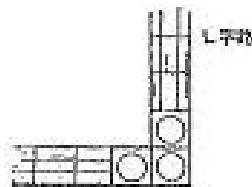
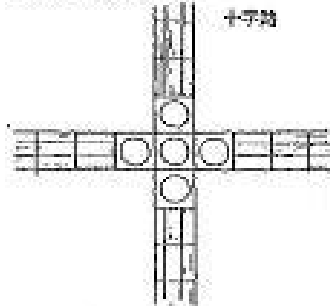
・ (30cm角の場合)



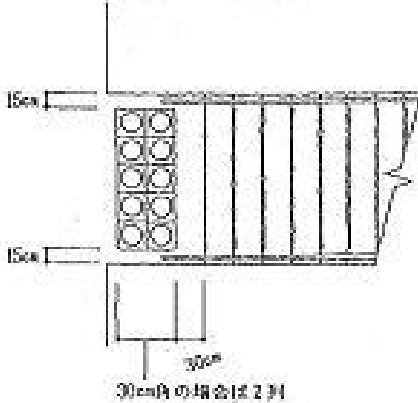
凡例) 誘導用 III 注意喚起用 □



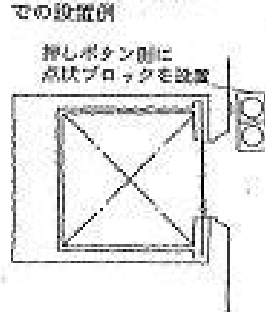
・ (40cm角の場合)



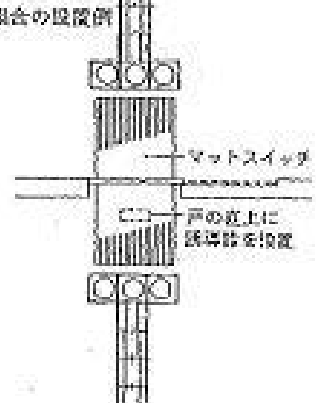
・ 除扉の前決での設置例



・ エレベーター出入口での設置例



・ 自動ドアの場合の設置例





標示板



案内板



I 建築物

23 緊急時の設備

整備の基本

- ① 高齢者や障害者等は、災害等の緊急時にはとりわけ対応が遅くなりがちであるため、緊急時の諸設備を設けるにあたっては、特に決め細やかな配慮が必要である。

整備項目	優先的に配慮すべき事項	配慮することが望ましい事項
警報装置	●警報装置は、光及び音によって非常事態の発生を告げる装置とし、自動火災報知器と連動させる。	○警報装置には、事態の状況を文字により知らせる文字標示装置を設けることが望ましい。
非常口・避難路	●非常口には、段差を設けない。やむを得ない場合は、スロープを設ける。	○避難路には、点滅誘導灯及び誘導音響装置を設けることが望ましい。
防火扉	●有効幅員は、85 cm以上とし、弱い力でも開けることができるものとする。 ●車いす使用者等の通行に支障がないよう配慮し、平常時閉鎖型のもものは、開閉が容易なものとする。	
その他	●じゅうたん、カーテン等は、防災製品をもちいる。	

